規　　則　　名	理　　由	要　　旨
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	教育職員免許法の改正に伴い、教育職員免許状の授与等の欠格条項から「民法に規定する成年被後見人及び被保佐人」を削除するための様式の整備及び事務処理の適正を図るための様式の整備等を行うため、所要の改正をしようとするものである。	1　教育職員免許状の授与等に係る欠格条項の見直し 教育職員免許状の授与等の欠格条項から「民法に規定する成年被後見人及び被保佐人」を削除することに伴い、授与等の願い出の際に提出する宣誓書の様式を改める。 （第３号様式関係） 2　事務処理の適正化を図るための様式の整備等 （第18号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式、第23号様式及び第24号様式関係） 3　施行期日 (1) 令和元年12月14日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。 （改正附則関係）